

学校いじめ防止基本方針



四日市市立港中学校



はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこう取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

1 いじめの防止

子どもたちが、コミュニケーション能力を育み、心を通じ合わせ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。そして、学校を、子どもたちが安全・安心に生活できる場所にしています。

（１） 「授業づくり」

以下の点に力を入れ、子どもたちの学力の向上を目指しています。

① 基本的な学習習慣の定着

- 家庭との連携と宿題指導による家庭学習の習慣化
- 補充学習の充実

② 学び合う授業の充実〔認め合い高め合う活動〕

- 話したり聴いたりするコミュニケーション力をつける学習等の推進
- ペアや小グループ等多様な学習形態の活用
- 少人数授業や学習評価の活用、ICTの活用、読書活動の推進、特別支援教育の推進

（２） 「仲間づくり」

日々の授業や行事等において、すべての子どもたちが共に高め合い、活躍できる場面を多くし、自尊感情を育みます。また、行事や部活動等縦割りでの活動を重視するとともに、子どもたちの主体的な活動を重要な取り組みとして位置づけ、生徒会活動も活用して、いじめのない学校づくりを推進しています。

- ① 基本的な生活習慣と規範意識の高い集団づくり
 - 挨拶、清掃活動、身だしなみの定着
 - 社会のルール、学級のきまりの遵守と学習規律の確立
- ② 認め合い高め合う仲間づくり
 - 学年づくり・学級づくり・班づくりの推進
 - 人権総合学習の推進
 - 学校行事（体育祭，文化祭など）の充実
 - 学年行事（リーダー中心の行事運営）の充実
 - 生徒会活動（集会，奉仕活動，生活改善活動など）の充実
- (3) 「キャリアの視点」

日々の授業や行事、日常の生活等において、キャリアの視点を念頭に置き、子どもたちが将来を見据え、自分を大切に、他人を大切にする心を育んでいます。そして、自尊感情を育むとともに、夢や志を抱いて生活できるよう取り組んでいます。

(4) 「学習環境づくり」

暖かで落ち着いて学ぶことができ、子どもたちが生きる学習環境づくり（学習の成果としての作品やポスター掲示、ロッカー等教室環境の整理整頓、美しい言葉、柔らかい言葉にあふれる言語環境づくりなど）に努めます。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。
手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
- (2) 「いじめ発生時のフロー図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を全職員に対して明確にしています。
- (3) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）等」を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修を続けます。
- (4) 政府広報「いじめのサイン発見シート」を保護者に配付し、いじめの早期発見のため保護者にいじめに関する子どものサインを周知し、いじめに気付いた保護者が学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (5) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用して、校内研修会等を実施しています。
- (6) 三重県教育委員会「ともにつくるあした」、文部科学省「いじめ問題に関する取り組み事例集」などを有効活用して、校内研修や学活や道徳・総合的な学習の時間等に活用します。
- (7) 生徒会の啓発活動の一環として、委員会活動や、学活での道徳的な教材として、「いじめ防止標語」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (8) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
 - ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育

成室)

- ③ 「人権に関する相談電話(059-354-8610)」(人権センター)
 - ④ 「被害少年の悩み、問題行動等(059-354-7867)」(北勢少年サポートセンター)
 - ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等(059-347-2030)」(北勢児童相談所)
 - ⑥ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310)(全国共通ダイヤル)
- (9) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
- ① 中学校用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」(学校・園データベース参照)を道徳・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 学年や全校で「インターネット安全教室」などの講習会を活用します。
 - ③ 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ④ 保護者に対して、PTA総会や各懇談会などでの「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の周知や資料の配付を行います。

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い現状があります。そこで、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

(1) 日常的な取り組み

- ① 教職員による日常的な生徒との対話や観察、作文、毎日の生活記録の活用等、子どもの変化やサインに気づくための取り組みを行っています。また、子どもたちが教員ともコミュニケーションを図りやすいよう、さらに、教員が子どもたちの変化に素早く気づくことができるように、休み時間や昼休み等の見守りとふれあいを行っています。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。そのために、学級での定期的な班長会やそれを受けての学年議会などを開き、生徒が自ら自分たちの学級や学年の現状について考え、また改善できるようにしています。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 生徒に、「学校生活アンケート(いじめ調査)」を年間3回(毎学期)実施し、いじめの状況を把握しています。このいじめ調査は、教育相談アンケートの実施を持って兼ねる学期もあります。
- (3) 生徒に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
- ① 各教育相談の直前に「教育相談アンケート」を実施して、さらに「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」

を活用します。

- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）にも、学級や子どもたちの様子を見ていただくなど連携し、子どもたちの状況の見守りに努めています。
- (6) 緊急な被害児童生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童生徒の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童生徒のケアも行います。
- (9) 学校だけで解決が難しい対応に関しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援します。
- (10) いじめに関する個人情報適切に保護するとともに、必要に応じて関係機関等で情報共有を行います。
- (11) いじめの解消については、いじめに係る行為が止んで、相当期間（少なくとも3か月）が経過していることを条件として、被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校運営協議会代表にも委員会への参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童生

徒及び保護者、教育委員会に報告します。

- ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」および「登校サポート委員会」を行っています。これらについては、毎週委員会の場を設定し、それぞれの目的に応じた協議を行っています。
 - ① 「生徒指導委員会」では、学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。構成員は、管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭です。
 - ② 「登校サポート委員会」では、不登校の生徒の状況や、不登校の心配があると思われる生徒の状況等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。構成員は、管理職、登校サポート教員、特別支援教育担当、各学年特別支援教育担当、養護教諭です。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、(保育園、幼稚園)、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、青少年相談員、保護司、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と生徒の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) SNS等による情報発信などの大人の言動が、子どもたちに影響しないよう十分留意してください。

2 生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の生徒に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したり、学校や関係機関等に相談・通報したり、思うだけでなく速やかに行動することに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 諏訪交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども未来部子ども家庭課
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

（１） いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

等を想定しています。

（２） いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 発生時の対処（次ページ参照）

第6章 追記

1 本方針は、学校や子どもたちの実態等に応じ、適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行っています。

いじめが起こった場合のフロー図

